

浜 松 市 教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和 6 年 3 月 2 6 日 (火)

1 4 時 0 0 分

教 育 委 員 会 室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定（黒柳委員、鈴木委員）

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案【議決案件】

- | | | |
|----------|---|-------------|
| 第 12 号議案 | 浜松市教育委員会事務局事務分掌規則及び浜松市教育センター等業務規則の一部改正について | (教育総務課) |
| 第 13 号議案 | 浜松市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について | (教育総務課) |
| 第 14 号議案 | 浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び浜松市教育委員会公印規則の一部改正について | (教育総務課) |
| 第 15 号議案 | 浜松市教育委員会職員の任免の手続に関する規程の改正について | (教育総務課) |
| 第 16 号議案 | 浜松市教職員住宅管理規則の一部改正について | (教育施設課) |
| 第 17 号議案 | 浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について | (教職員課) |
| 第 18 号議案 | 浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について | (教職員課) |
| 第 19 号議案 | 浜松市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について | (教育支援課) |
| 第 20 号議案 | 浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について | (健康安全課) |
| 第 21 号議案 | 浜松市指定文化財の指定（案）について | (文化財課) |
| 第 22 号議案 | 浜松市スポーツ推進審議会委員の委嘱について | (スポーツ振興課) |
| 第 23 号議案 | 教職員の人事について | ※非公開 (教職員課) |
| 第 24 号議案 | 退職手当の支給制限について | ※非公開 (教職員課) |
| 第 25 号議案 | 教職員の人事について | ※非公開 (教職員課) |
| 第 26 号議案 | 退職手当の支給制限について | ※非公開 (教職員課) |
| 第 27 号議案 | 教職員の人事について | ※非公開 (教職員課) |

(2) 報 告

ア 令和7年度採用浜松市立小・中学校教員採用選考試験志願状況について

(教職員課)

イ 令和5年度浜松地域遺産の認定について

(文化財課)

6 閉 会

第 1 2 号 議 案
令和 6 年 3 月 2 6 日 提 出

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則及び浜松市教育センター等業務規則の
一部改正について

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則及び浜松市教育センター等業務規則の一部を改
正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則及び浜松市教育センター等業務規則
の一部を改正する規則（案）

（浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正）

第 1 条 浜松市教育委員会事務局事務分掌規則（平成 1 9 年浜松市教育委員会規則第 2 号）
の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（分掌事務） 第 3 条 前条に規定する課の分掌事務の概目 は、次のとおりとする。 学校教育部 教育総務課～教職員課 （略） 指導課 （1）学校における<u>教育課程、学習指導、</u>生徒 指導等に関すること。 <u>（2）発達支援教育に関すること。</u> <u>（3）学習効果の評価に関すること。</u> <u>（4）教科用図書の採択及び教材教具の取扱い</u> <u>に関すること。</u> <u>（5）学校教育研究諸団体に関すること。</u> <u>（6）</u> （略） 教育支援課・健康安全課 （略）	（分掌事務） 第 3 条 前条に規定する課の分掌事務の概目 は、次のとおりとする。 学校教育部 教育総務課～教職員課 （略） 指導課 （1）学校における生徒指導等に関すること。 <u>（2）</u> （略） 教育支援課・健康安全課 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市教育センター等業務規則の一部改正)

第2条 浜松市教育センター等業務規則（平成19年浜松市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(業務) 第2条 教育センター等の業務の概目は、次のとおりとする。 教育センター (1) (略) <u>(2)</u> (略) 学校給食センター～美術館 (略)	(業務) 第2条 教育センター等の業務の概目は、次のとおりとする。 教育センター (1) (略) <u>(2) 教育職員の研修に関すること。</u> <u>(3) 学校における教育課程、学習指導等に関すること。</u> <u>(4) 学習効果の評価に関すること。</u> <u>(5) 教科用図書の採択及び教材教具の取扱いに関すること。</u> <u>(6)</u> (略) 学校給食センター～美術館 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則及び浜松市教育センター等業務規則
の一部改正について

(提案理由)

組織改正により指導課から教育センターに事務が移管されることに伴い、浜松市教育委員会事務局事務分掌規則及び浜松市教育センター等業務規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

第1条 浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正

同規則第3条中、指導課の分掌事務より以下の事務を削るものです。

- ア 学校における教育課程、学習指導に関すること。
- イ 発達支援教育に関すること。
- ウ 学習効果の評価に関すること。
- エ 教科用図書の採択及び教材教具の取扱いに関すること。
- オ 学校教育研究諸団体に関すること。

第2条 浜松市教育センター等業務規則の一部改正

同規則第2条中、教育センターの業務に以下の業務を追加するものです。

- ア 教育職員の研修に関すること。
- イ 学校における教育課程、学習指導等に関すること。
- ウ 学習効果の評価に関すること。
- エ 教科用図書の採択及び教材教具の取扱いに関すること。

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行するものです。

第 1 3 号 議 案
令和 6 年 3 月 2 6 日 提出

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則（案）

（浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正）

第 1 条 浜松市教育委員会事務局事務分掌規則(平成 1 9 年浜松市教育委員会規則第 2 号)
の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(分掌事務)		(分掌事務)	
第 3 条 前条に規定する課の分掌事務の概目は、次のとおりとする。		第 3 条 前条に規定する課の分掌事務の概目は、次のとおりとする。	
学校教育部		学校教育部	
教育総務課		教育総務課	
(1)～(11) (略)		(1)～(11) (略)	
<u>(12) 学校評議員制度に関すること。</u>			
<u>(13)～(29) (略)</u>		<u>(12)～(28) (略)</u>	
教育施設課～健康安全課 (略)		教育施設課～健康安全課 (略)	
(職制)		(職制)	
第 4 条 (略)		第 4 条 (略)	
2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当課長を置く。		2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当課長を置く。	
課	担当課長	課	担当課長
教 育	学校・地	教 育	学校・地
総 務	域連携担	総 務	域連携担
課	当課長	課	当課長
	(1) 学校評議員制度に関すること。		(1)～(5) (略)
	(2)～(6) (略)		
(略)		(略)	
3 (略)		3 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立小中学校管理規則の一部改正)

第2条 浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員会議) 第19条の13 (略) <u>(学校評議員)</u> <u>第19条の14 学校に学校評議員を置くものとする。ただし、浜松市学校運営協議会規則（令和元年浜松市教育委員会規則第2号）に規定する学校運営協議会を置く学校については、この限りでない。</u> <u>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</u> <u>3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、委員会が委嘱する。</u> (学校医等) 第20条 (略)	(職員会議) 第19条の13 (略) (学校医等) 第20条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立高等学校管理規則の一部改正)

第3条 浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員会議) 第27条 (略) <u>(学校評議員)</u> <u>第27条の2 学校に学校評議員を置くものとする。</u> <u>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</u> <u>3 学校評議員は、学校の職員以外の者で教育</u>	(職員会議) 第27条 (略)

<u>に関する理解及び識見を有するもののうち</u> <u>から、校長の推薦により、委員会が委嘱する。</u> (サービスの監督等) 第 28 条 (略)	(サービスの監督等) 第 28 条 (略)
--	--------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(第13号議案の説明資料)

教育総務課
市立高等学校

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について

(提案理由)

学校運営協議会の全校設置に伴い学校評議員を配置しなくなることから、学校評議員に係る規定を削るため、浜松市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正するものです。

(改正内容)

第1条 浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正

同規則中、学校評議員に係る規定（第3条第12号、第4条第2項の表）を削るものです。

第2条 浜松市立小中学校管理規則の一部改正

同規則中、学校評議員に係る規定（第19条の14）を削るものです。

第3条 浜松市立高等学校管理規則の一部改正

同規則中、学校評議員に係る規定（第27条の2）を削るものです。

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行するものです。

第 1 4 号 議 案
令和 6 年 3 月 2 6 日 提出

浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び浜松市教育委員会公印規則の一部改正について

浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び浜松市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び浜松市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）

（浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正）

第 1 条 浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 1 3 年浜松市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
（専決） 第 3 条 （略） 2 （略） 3 <u>第 1 項に規定するもののほか、博物館長の</u> <u>専決できる事項は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 軽易又は定例の照会及び回答</u> <u>(2) 定例の集会及び行事の開催</u> <u>(3) 施設の利用許可</u> <u>(4) 定例刊行物の発行</u> 別表（第 2 条関係） <table border="1"> <tr> <th colspan="2">(1)・(2) （略）</th></tr> <tr> <td>(3) 幼稚園に関する事務に関すること（幼稚園において行う事務、前号に掲げる事務及び専門研修に関することを除く。）</td><td>こども家庭部長、こども家庭部次長及びこども家庭部幼児教育・保育課職員（幼稚園に勤務する職員を除く。）</td></tr> </table>	(1)・(2) （略）		(3) 幼稚園に関する事務に関すること（幼稚園において行う事務、前号に掲げる事務及び専門研修に関することを除く。）	こども家庭部長、こども家庭部次長及びこども家庭部幼児教育・保育課職員（幼稚園に勤務する職員を除く。）	（専決） 第 3 条 （略） 2 （略） 別表（第 2 条関係） <table border="1"> <tr> <th colspan="2">(1)・(2) （略）</th></tr> <tr> <td>(3) 幼稚園に関する事務に関すること（幼稚園において行う事務、前号に掲げる事務及び専門研修に関することを除く。）</td><td>こども家庭部長、こども家庭部次長、こども家庭部幼保支援課職員及びこども家庭部幼保運営課職員（幼稚園に勤務する職員を除く。）</td></tr> </table>	(1)・(2) （略）		(3) 幼稚園に関する事務に関すること（幼稚園において行う事務、前号に掲げる事務及び専門研修に関することを除く。）	こども家庭部長、こども家庭部次長、こども家庭部幼保支援課職員及びこども家庭部幼保運営課職員（幼稚園に勤務する職員を除く。）
(1)・(2) （略）									
(3) 幼稚園に関する事務に関すること（幼稚園において行う事務、前号に掲げる事務及び専門研修に関することを除く。）	こども家庭部長、こども家庭部次長及びこども家庭部幼児教育・保育課職員（幼稚園に勤務する職員を除く。）								
(1)・(2) （略）									
(3) 幼稚園に関する事務に関すること（幼稚園において行う事務、前号に掲げる事務及び専門研修に関することを除く。）	こども家庭部長、こども家庭部次長、こども家庭部幼保支援課職員及びこども家庭部幼保運営課職員（幼稚園に勤務する職員を除く。）								

(4)～(15) (略)	
(16) 文化財の保護及び活用に関する事務並びにその総括に関すること。	(略)
(17)～(20) (略)	
(21) 博物館に関する事務の総括並びに浜松市博物館及び博物館事業に関すること。	市民部長、文化振興担当部長、市民部次長及び市民部文化財課職員
(22)～(31) (略)	
(16) 文化財の保護及び活用に関する事務の総括に関すること。	(略)
(17) 文化財の保護及び活用に関すること。	市民部長、文化振興担当部長、市民部次長、市民部文化財課職員及び市民部博物館職員
(18)～(21) (略)	
(22) 博物館に関する事務の総括並びに浜松市博物館及び博物館事業に関すること。	市民部長、文化振興担当部長、市民部次長及び市民部博物館職員
(23)～(32) (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 浜松市教育委員会公印規則（昭和33年浜松市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
一般公印 (略)							一般公印 (略)						
専用公印							専用公印						
名称	ひながた	規格	書体	使用区分	管守者	個数	名称	ひながた	規格	書体	使用区分	管守者	個数
(略)							(略)						
幼児教育・保育課専用教育委員会印	同上	同上	同上	幼児教育・保育課事務で教育委員会名をもつてする文書	幼児教育・保育課長	(略)	幼保運営課専用教育委員会印	同上	同上	同上	幼保運営課事務で教育委員会名をもつてする文書	幼保運営課長	(略)
(略)							(略)						
ひながた (略)							ひながた (略)						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び浜松市
教育委員会公印規則の一部改正について

(提案理由)

組織改正により博物館の第 1 種事業所化及び幼児教育・保育課の分課に対応するため、浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び浜松市教育委員会公印規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 1 条 浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正

○博物館の第 1 種事業所化に伴う改正

博物館長が第 1 種事業所長等の取扱いとなるため、不要な規定（第 3 条第 3 項）を削るとともに、別表第 16 号及び第 21 号に規定する補助執行職員の範囲の見直しを行うものです。

○幼児教育・保育課の分課に伴う改正

別表第 3 号中、「幼児教育・保育課」の表記を同課の業務を引き継ぐ「幼保支援課」と「幼保運営課」に改めるものです。

第 2 条 浜松市教育委員会公印規則の一部改正

別表の専用公印の表中、「幼児教育・保育課」の表記を同課の業務を引き継ぐ「幼保運営課」に改めるものです。

(施行期日)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市教育委員会職員の任免の手続に関する規程の改正について

浜松市教育委員会職員の任免の手続に関する規程を改正する訓令甲を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市教育委員会職員の任免の手続に関する規程を改正する訓令甲（案）

浜松市教育委員会職員の任免の手続に関する規程（昭和 5 2 年浜松市教育委員会訓令甲第 3 号）を次のように改正する。

浜松市教育委員会職員の任免の手続に関する規程

浜松市教育委員会職員の任免の手続に関する規程（昭和 5 2 年浜松市教育委員会訓令甲第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか浜松市教育委員会職員の任免の手続について必要な事項を定める。

（用語の意義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育委員会事務局職員 浜松市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関以外に勤務する職員
- (2) 学校に勤務する職員 浜松市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に勤務する職員
- (3) 採用 現に職員でない者を、新たに職員の職に任命すること（第 2 3 号に規定する場合を除く。）。
- (4) 昇任 職員を現に有する職より上位の職務の級の職に任命すること。
- (5) 昇格 職員を同一の給料表における上位の職務の級に異動すること。
- (6) 降任 職員を現に有する職より下位の職務の級の職に任命すること。
- (7) 出向 職員を市の他の任命権者が任用することに同意を与えること。
- (8) 転任 市の他の任命権者に属する職員をその職を兼ねさせることなく職員の職に任

- 用すること。
- (9) 派遣 職員を国、他の地方公共団体その他の団体の職員とし、その事務又は事業に従事させることに同意を与えること。
- (10) 配置換 職員を昇任、降任、出向、転任、兼務、併任及び任命換以外の方法で他の職員の職に任命すること。
- (11) 兼務 職員にその職を保有させたまま他の職を兼ねさせること。
- (12) 併任 市の他の任命権者に属する職員をその職にあるままで職員の職に任用すること。
- (13) 任命換 職名を変更すること。
- (14) 事務取扱 組織の名称を冠した役付職員の職にある者にその職を保有させたまま下位の組織の名称を冠した役付職員の職の事務を取り扱わせること。
- (15) 休職 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により職員にその職を保有させたまま職務に従事させないこと。
- (16) 復職 休職させた職員を職務に復帰させること。
- (17) 失職 法第28条第4項の規定により職員が欠格事項に該当してその職を失うこと。
- (18) 免職 法第28条第1項又は第29条第1項の規定により職員をその意に反して離職させること。
- (19) 定年退職 法第28条の6第1項の規定により離職すること。
- (20) 勤務延長 法第28条の7第1項の規定により定年に達した職員を期限を定め引き続き勤務させること。
- (21) 異動期間 法第28条の2第1項に規定する異動期間をいう。
- (22) 管理監督職勤務上限年齢 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢をいう。
- (23) 定年前再任用 法第22条の4第1項の規定により採用すること。
- (24) 定年前再任用短時間勤務職員 法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。
- (25) 臨時的任用 法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用すること。
- (26) 臨時的任用職員 法第22条の3第1項の規定により任用された職員をいう。
- (27) 任期付職員 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号、浜松市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成15年浜松市条例第37号）第2条各項若しくは第2条の2各項又は浜松市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年浜松市条例第45号）第9条第1項第1号の規定により採用された職員をいう。

(28) 任期付短時間勤務職員 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員をいう。

(29) 会計年度任用職員 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。

(30) 依願退職 職員をその意により離職させること。

(辞令書の交付)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令書を交付しなければならない。

(1) 採用、配置換又は任命換する場合

(2) 昇任、降任、出向、転任、兼務、併任又は事務取扱させる場合

(3) 兼務、併任又は事務取扱を解く場合

(4) 派遣し、又は派遣を解く場合

(5) 補職名（組織の名称を冠した役付職員の職の補職名を除く。第6条及び第7条において同じ。）を付与し、変更し、又は解く場合

(6) 休職又は復職させる場合

(7) 失職した場合

(8) 免職する場合

(9) 定年退職の場合

(10) 勤務延長又は勤務延長の期限の延長若しくは繰上げをする場合

(11) 勤務延長の期限の到来の場合

(12) 異動期間の延長をする場合

(13) 異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

(14) 定年前再任用を行う場合

(15) 定年前再任用短時間勤務職員の任期の満了の場合

(16) 臨時的任用を行う場合

(17) 臨時的任用職員、任期付職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員の任期を更新する場合

(18) 臨時的任用職員、任期付職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員の任期の満了の場合

(19) 依願退職させる場合

(20) 給料を決定する場合

(21) その他教育委員会が必要と認めた場合

(辞令書の交付を要しない場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、文書その他適当な方法をもって辞令書に代えることができる。

(1) 条例、規則等の改廃による組織の変更に伴い、職員を出向させ、転任させ、又は配置換する場合

(2) 職員を昇任させることなく昇格させる場合

(3) 職員の給料を昇給させる場合

(4) 派遣の期間の満了により職員が職務に復帰する場合

(5) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員が当然に退職する場合

(6) 任期の満了により臨時的任用職員、任期付職員、任期付短時間勤務職員又は会計年度任用職員が当然に退職する場合

(7) 前各号のほか辞令書の交付によらないことを適当と認める場合

2 前条及び前項に規定するもののほか、育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に限る。）については、これらの者の勤務時間の内容（始業及び終業の時刻、休憩時間等を含む。）を辞令書その他適当な方法により通知するものとする。

（グループへの配置の報告）

第5条 課長（これに準じる者を含む。）（学校に勤務する職員の場合は、その長。次条において同じ。）は、グループを置いたときは、職員のグループへの配置を文書をもって教育総務課長（学校に勤務する職員の場合は、教職員課長。次条において同じ。）に報告しなければならない。

（補職名の付与等）

第6条 職員に補職名を付与し、変更し、又は解く場合には、課長が主管の部長の承認を得て定め、文書をもって教育総務課長に報告しなければならない。

（配置換等に伴う兼務等の解任）

第7条 職員を配置換し、昇任させ、降任させ、又は出向させた場合には、その職員の職に係る兼務、事務取扱及び補職名は、解かれたものとする。

2 職員の職に併任されている他の任命権者に属する職員を、当該任命権者が配置換し、昇任させ、降任させ、又は出向させた場合には、その職員の職に係る併任は、解かれたものとする。

（辞令書の様式及び記載事項）

第8条 辞令書の様式並びに記載事項及び記載要領は次のとおりとする。

(1) 辞令書の様式 別記 1

(2) 記載事項及び記載要領

ア 「職氏名」欄には、発令に係る者の職名及び氏名を記載する。ただし、採用、転任及び再任用にあっては氏名のみとし、併任にあっては現に属する機関名、職名及び氏名を記載する。

イ 「発令内容」欄には、別記 2 又は別記 3 の辞令文例により記載する。

ウ 日付は、発令の日とする。

エ 発令は、教育委員会名とする。

オ 辞令書には、教育委員会印を押印するものとする。

カ 同一人に、発令日を同じくして二つ以上の発令をする場合には、同一の辞令書によることができる。この場合には、これらの発令の内容を「発令内容」欄にあわせて記載するものとする。

(特例)

第 9 条 この規程によることが適当でないと認められるものについては、その都度定める。

別記 1 (第 8 条関係)

辞 令 書	
(職氏名)	
(発令内容)	
年 月 日	
浜松市教育委員会	
	

別記2（第8条関係）

辞 令 文 例

教育委員会事務局職員の辞令文は、次の各項に掲げるとおりとする。文例中における次に掲げる片仮名は、それぞれ次の内容を表示するものとする。

ア 職名

イ 組織又は業務の名称を冠した役付職員の職の補職名

ウ イ以外の補職名

エ 勤務部課名（区役所にあつては、その名称を冠した勤務課名）

オ 市の他の機関又は市以外の団体若しくは機関の名称

カ 根拠法令及び条例等の条項

1 採用の場合

「ア に採用する

イ に補する

行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 号給を
給する

エ 勤務を命ずる」

注 役付職員の職に補する場合及び採用と同時に出向させる場合は、エ の事項は省略
する。

2 昇任の場合

「ア 又は イ に昇任させる

行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 号給を
給する」

注 昇格を伴わない昇任の場合は、「行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職
又は技能労務職 級 号給を給する」は省略する。

3 降任の場合

(1) 役付職員の職にある者を役付職員の職でない職員の職に降任させる場合

「カ により イ を解く

行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 号給
を給する

エ 勤務を命ずる」

注 指導主事から教員への任命換を伴う降任を命ずる場合は、「カ により イ を解
く」の次に「教員に任命換する」及び「イ に補する」を追加し、エ の事項は省
略する。

(2) 上記以外の場合

「カ により ア 又は イ に降任させる

行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 号給
を給する」

4 出向の場合

「オ へ出向を命ずる」

5 転任の場合

「ア に任命する

イ に補する

行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 号給を
給する

エ 勤務を命ずる」

注 役付職員の職に補する場合は、エ の事項は省略する。

6 派遣の場合

(1) 派遣する場合

「オ へ派遣する」

(2) 派遣を解く場合

「オ 派遣を解く」

7 配置換の場合

「イ 又は エ に配置換する」

8 兼務の場合

(1) 兼務させる場合

「ア、イ 又は エ 兼務を命ずる」

(2) 兼務を解く場合

「ア、イ 又は エ 兼務を解く」

9 併任の場合

(1) 併任させる場合

「ア に併任する

イ に補する

エ 勤務を命ずる」

注 役付職員の職に補する場合は、エ の事項は省略する。

(2) 併任を解く場合

「ア 併任を解く」

10 事務取扱の場合

(1) 事務取扱をさせる場合

「イ 事務取扱を命ずる」

(2) 事務取扱を解く場合

「イ 事務取扱を解く」

1 1 任命換の場合

「ア に任命換する」

1 2 補職名（役付職員の職の補職名を除く。）を付与し、変更し、又は解く場合

(1) 付与する場合

「ウ に補する」

(2) 変更する場合

「ウ を ウ に変更する」

(3) 解く場合

「ウ を解く」

1 3 休職の場合

「カ により 年 月 日から 年 月 日まで休職を命ずる

休職給として100分の を給する

又は

無給とする」

注 法第28条第2項第2号に該当する場合は、期間は省略する。

1 4 復職の場合

「復職を命ずる」

1 5 免職の場合

「カ により免職する」

1 6 失職の場合

「カ に該当して失職した」

1 7 定年退職の場合

「カ により定年退職」

1 8 勤務延長の場合

(1) 勤務延長をする場合

「 年 月 日まで勤務延長する」

(2) 期限の延長をする場合

「勤務延長の期限を 年 月 日まで延長する」

(3) 期限の繰上げをする場合

「勤務延長の期限を 年 月 日に繰り上げる」

1 9 異動期間の延長の場合

(1) 異動期間の延長をする場合

「異動期間を 年 月 日まで延長する」

(2) 異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

「異動期間を延長されていない職員となった」

2 0 定年前再任用の場合

「ア (週〇〇勤務) に定年前再任用する

任期は 年 月 日までとする

イ に補する

行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 円を給する

エ 勤務を命ずる」

注 役付職員の職に補する場合は、エ の事項は省略する。

2 1 任期付職員又は任期付短時間勤務職員の場合

(1) 任期付職員又は任期付短時間勤務職員を採用する場合

「ア に採用する

任期は 年 月 日までとする

イ に補する

行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 号給を給する

エ 勤務を命ずる」

注 役付職員の職に補する場合は、エ の事項は省略する。

(2) 任期の更新をする場合

「任期を 年 月 日まで更新する」

2 2 会計年度任用職員の場合

「ア に採用する

任期は 年 月 日までとする

エ 勤務を命ずる」

2 3 勤務延長の期限の到来又は定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員、任期付短時間勤務職員若しくは会計年度任用職員の任期の満了の場合

(1) 期限の到来の場合

「カ による期限の到来により退職」

(2) 任期の満了の場合

「カ による任期の満了により退職」

2 4 依願退職の場合

「願により職を免ずる」

2 5 戒告の場合

「カ により戒告する」

2 6 減給の場合

「カ により 年 月 日から 間給料月額の 分の を減給する」

2 7 停職の場合

「カ により 年 月 日から 間停職を命ずる」

2 8 給与を決定する場合

「行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 号給を給する」

「行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 円を給する」

「退職手当金 円を給する」

別記 3（第 8 条関係）

辞 令 文 例

学校に勤務する職員の辞令文は、次の各項に掲げるとおりとする。文例中における次に掲げる片仮名は、それぞれ次の内容を表示するものとする。

ア 職名

イ 組織若しくは業務の名称を冠した役付職員又は教員若しくは実習助手の職の補職名

ウ イ以外の補職名

エ 勤務部課名（区役所にあつては、その名称を冠した勤務課名）、学校名又は教育機関名

オ 市の他の機関又は市以外の団体若しくは機関の名称

カ 根拠法令及び条例等の条項

1 採用の場合

「ア に採用する

イ に補する

行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 号給を給する

エ 勤務を命ずる」

注 役付職員の職に補する場合及び採用と同時に出向させる場合は、エ の事項は省略する。

注 校長に採用する場合は、イ の事項は省略する。

2 昇任の場合

「ア 又は イ に昇任させる

行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 号給を
給する」

注 昇格を伴わない昇任の場合は、「行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職
又は技能労務職 級 号給を給する」は省略する。

3 降任の場合

(1) 役付職員の職にある者を役付職員の職でない職員の職に降任させる場合

「カ により イ を解く

行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 号給
を給する

エ 勤務を命ずる」

(2) 上記以外の場合

「カ により ア 又は イ に降任させる

行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 号給
を給する」

注 教員から指導主事への任命換を伴う降任を命ずる場合は、「カ により イ を解
く」の次に「指導主事に任命換する」及び「イ に補する」を追加し、エ の事項は
省略する。

注 校長に降任を命ずる場合は、又は イ の事項は省略し、「カ により ア に降任
させる」の次に「イ に補する」を追加する。

4 出向の場合

「オ へ出向を命ずる」

5 転任の場合

「ア に任命する

イ に補する

行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 号給を
給する

エ 勤務を命ずる」

注 役付職員の職に補する場合は、エ の事項は省略する。

注 校長に転任を命ずる場合は、イ の事項は省略する。

6 派遣の場合

(1) 派遣する場合

「オ へ派遣する」

(2) 派遣を解く場合

「オ 派遣を解く」

7 配置換の場合

「イ 又は エ に配置換する」

注 校長に配置換を命ずる場合は、「ア、イ 又は エ に配置換する」とする。

8 兼務の場合

(1) 兼務させる場合

「ア、イ 又は エ 兼務を命ずる」

(2) 兼務を解く場合

「ア、イ 又は エ 兼務を解く」

9 併任の場合

(1) 併任させる場合

「ア に併任する

イ に補する

エ 勤務を命ずる」

注 役付職員の職に補する場合は、エ の事項は省略する。

注 校長に併任を命ずる場合は、イ の事項は省略する。

(2) 併任を解く場合

「ア 併任を解く」

10 事務取扱の場合

(1) 事務取扱をさせる場合

「イ 事務取扱を命ずる」

(2) 事務取扱を解く場合

「イ 事務取扱を解く」

11 任命換の場合

「ア に任命換する」

注 校長への任命換を命ずる場合は、「ア に任命換する」の次に「行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 号給を給する」「エ 勤務を命ずる」を追加する。

12 補職名（役付職員の職の補職名を除く。）を付与し、変更し、又は解く場合

(1) 付与する場合

「ウ に補する」

(2) 変更する場合

「ウ を ウ に変更する」

(3) 解く場合

「ウ を解く」

1 3 休職の場合

「カ により 年 月 日から 年 月 日まで休職を命ずる
休職給として100分の を給する

又は

無給とする」

注 法第28条第2項第2号に該当する場合は、期間は省略する。

1 4 復職の場合

「復職を命ずる」

1 5 免職の場合

「カ により免職する」

1 6 失職の場合

「カ に該当して失職した」

1 7 定年退職の場合

「カ により定年退職」

1 8 勤務延長の場合

(1) 勤務延長をする場合

「 年 月 日まで勤務延長する」

(2) 期限の延長をする場合

「勤務延長の期限を 年 月 日まで延長する」

(3) 期限の繰上げをする場合

「勤務延長の期限を 年 月 日に繰り上げる」

1 9 異動期間の延長の場合

(1) 異動期間の延長をする場合

「異動期間を 年 月 日まで延長する」

(2) 異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が職員の年齢を超える管理監督職
に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となっ
た場合

「異動期間を延長されていない職員となった」

2 0 定年前再任用の場合

「ア (週〇〇勤務) に定年前再任用する
任期は 年 月 日までとする

イ に補する

行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 円を給する

エ 勤務を命ずる」

注 役付職員の職に補する場合は、エ の事項は省略する。

2 1 臨時的任用職員の場合

(1) 臨時的任用職員に任用する場合

「ア に任用する

任期は 年 月 日までとする

イ に補する

行政職、小学校中学校等教育職又は高等学校等教育職 級 号給を給する

エ 勤務を命ずる」

注 役付職員の職に補する場合は、エ の事項は省略する。

(2) 任期の更新をする場合

「任期を 年 月 日まで更新する」

2 2 任期付職員又は任期付短時間勤務職員の場合

(1) 任期付職員又は任期付短時間勤務職員を採用する場合

「ア に採用する

任期は 年 月 日までとする

イ に補する

行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 号給を給する

エ 勤務を命ずる」

注 役付職員の職に補する場合は、エ の事項は省略する。

(2) 任期の更新をする場合

「任期を 年 月 日まで更新する」

2 3 会計年度任用職員の場合

「ア に採用する

任期は 年 月 日までとする

エ 勤務を命ずる」

2 4 勤務延長の期限の到来又は定年前再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員、任期付職員、任期付短時間勤務職員若しくは会計年度任用職員の任期の満了の場合

(1) 期限の到来の場合

「カ による期限の到来により退職」

(2) 任期の満了の場合

「カ による任期の満了により退職」

2 5 依願退職の場合

「願により職を免ずる」

2 6 戒告の場合

「カ により戒告する」

2 7 減給の場合

「カ により 年 月 日から 間給料月額の 分の を減給する」

2 8 停職の場合

「カ により 年 月 日から 間停職を命ずる」

2 9 給与を決定する場合

「行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 号給を
給する」

「行政職、小学校中学校等教育職、高等学校等教育職又は技能労務職 級 円を給
する」

「退職手当金 円を給する」

附 則

この訓令甲は、公布の日から施行する。

浜松市教育委員会職員の任免の手続に関する規程の改正について

(提案理由)

本規程は、教育委員会職員の辞令の発令等について規定するものであり、これまで市長事務部局の同様の規程を読み替えて適用してきました。

令和 5 年度から定年引上げ制が実施されたことで、いわゆる役職定年等の発令事項が加わり発令内容が複雑化したこと等を踏まえ、発令に際し、読み替えることなく規定が適用出来るよう規程を改めるものです。

(改正内容)

これまで市長事務部局の任免の手続に関する規程を読み替えて適用してきた発令内容について、すべて教育委員会としての適用内容に規定し直すものです。

(施行期日)

この訓令甲は、公布の日から施行するものです。

第 1 6 号 議 案

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

浜松市教職員住宅管理規則の一部改正について

浜松市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則（案）

浜松市教職員住宅管理規則（平成 1 7 年浜松市教育委員会規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
気田地区教職員住宅	(略)	気田地区教職員住宅	(略)
川合教職員住宅	浜松市天竜区佐久間町川合 685 番地		
半場教職員住宅	(略)	半場教職員住宅	(略)
(略)		(略)	
別表第 2（第 7 条関係）		別表第 2（第 7 条関係）	
名称	金額	名称	金額
犬居地区教職員住宅	円 4,000		
気田地区教職員住宅	No. 26 7,500 No. 41・42・44・52・53・54 2,000 No. 21 1,400 No. 57A・57B・57C 1,000 No. 20A・20B 600		
川合教職員住宅	3,100	犬居地区教職員住宅	円 円 4,500 3,300
半場教職員住宅	2,900	気田地区教職員住宅	No. 26 4,500 2,200 No. 41・42・44・52・53・54 2,300 1,100 No. 21 2,400 1,200 No. 57A・57B・57C 1,100 500 No. 20A・20B 1,100 500
水巻寮教職員住宅	4,800	半場教職員住宅	2,800 1,400
神原下教職員住宅	3,000	水巻寮教職員住宅	7,300 6,000
神原上教職員住宅	2,000	神原下教職員住宅	2,300 1,100
水窪単身寮教職員住宅	2,400		

龍山明窓寮教 職員住宅	No. 201	3,700	神原上教職員住宅	2,600	1,300
	その他	3,000	水窪単身寮教職員住宅	1,900	900
			龍 山	No. 201	4,400
			明 窓	その他	3,500
			寮 教		2,800
			職 員		2,300
			住 宅		
備考 この表において、単身赴任者とは、 浜松市教育職員の給与に関する条例 (平成29年浜松市条例第34号)第 19条第1項又は第3項の規定の適用 を受ける職員をいう。					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の規定は、令和6年4月分の貸付料から適用し、同年3月分までの貸付料については、なお従前の例による。
- 前項に規定するもののほか、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会が定める。

(第 16 号議案の説明資料)

教育施設課

浜松市教職員住宅管理規則の一部改正について

(提案理由)

川合教職員住宅の解体及び貸付料の見直しに伴い、規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

川合教職員住宅を廃止・解体したことに伴い、規則別表第 1 から当該住宅を削除するものです。

また、教職員住宅貸付料算定基準の見直しに伴い、別表第 2 の金額を改正するものです。

(施行時期)

この規則は、公布の日から施行します。ただし、別表第 2 の改正は、令和 6 年 4 月分の貸付料から適用し、同年 3 月分までの貸付料については、改正前の金額を適用するものとします。

第 1 7 号 議 案

令和 6 年 3 月 2 6 日 提出

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（案）

（浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正）

第 1 条 浜松市教育職員の給与に関する規則（平成 2 9 年浜松市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																																																																																																										
別表第 4（第 6 条関係）	別表第 4（第 6 条関係）																																																																																																																																																										
昇格時号給対応表	昇格時号給対応表																																																																																																																																																										
1 小学校中学校等教育職給料表昇格時号給対応表	1 小学校中学校等教育職給料表昇格時号給対応表																																																																																																																																																										
<table><tr><th rowspan="3">昇格した日の 前日に受けて いた号給</th><th colspan="3">昇格後の号給</th></tr><tr><th rowspan="2">2 級</th><th>2 級からの 昇格</th><th rowspan="2">4 級</th></tr><tr><th>特 2 級</th><th>3 級</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>46</td><td>38</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>47</td><td>39</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>48</td><td>40</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>49</td><td>41</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>50</td><td>41</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>51</td><td>41</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>52</td><td>42</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>53</td><td>42</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>54</td><td>42</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>55</td><td>43</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>56</td><td>43</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>58</td><td>44</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>79</td><td>54</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			2 級	2 級からの 昇格	4 級	特 2 級	3 級	(略)				46	38	(略)		47	39	(略)		48	40	(略)		49	41	(略)		50	41	(略)		51	41	(略)		52	42	(略)		53	42	(略)		54	42	(略)		55	43	(略)		56	43	(略)		(略)				58	44	(略)		(略)				79	54	(略)		(略)				<table><tr><th rowspan="3">昇格した日の 前日に受けて いた号給</th><th colspan="3">昇格後の号給</th></tr><tr><th rowspan="2">2 級</th><th>2 級からの 昇格</th><th rowspan="2">4 級</th></tr><tr><th>特 2 級</th><th>3 級</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>46</td><td>37</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>47</td><td>38</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>48</td><td>38</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>49</td><td>39</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>50</td><td>39</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>51</td><td>40</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>52</td><td>40</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>53</td><td>41</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>54</td><td>41</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>55</td><td>42</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>56</td><td>42</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>58</td><td>43</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>79</td><td>53</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			2 級	2 級からの 昇格	4 級	特 2 級	3 級	(略)				46	37	(略)		47	38	(略)		48	38	(略)		49	39	(略)		50	39	(略)		51	40	(略)		52	40	(略)		53	41	(略)		54	41	(略)		55	42	(略)		56	42	(略)		(略)				58	43	(略)		(略)				79	53	(略)		(略)			
昇格した日の 前日に受けて いた号給		昇格後の号給																																																																																																																																																									
		2 級	2 級からの 昇格	4 級																																																																																																																																																							
	特 2 級		3 級																																																																																																																																																								
(略)																																																																																																																																																											
46	38	(略)																																																																																																																																																									
47	39	(略)																																																																																																																																																									
48	40	(略)																																																																																																																																																									
49	41	(略)																																																																																																																																																									
50	41	(略)																																																																																																																																																									
51	41	(略)																																																																																																																																																									
52	42	(略)																																																																																																																																																									
53	42	(略)																																																																																																																																																									
54	42	(略)																																																																																																																																																									
55	43	(略)																																																																																																																																																									
56	43	(略)																																																																																																																																																									
(略)																																																																																																																																																											
58	44	(略)																																																																																																																																																									
(略)																																																																																																																																																											
79	54	(略)																																																																																																																																																									
(略)																																																																																																																																																											
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給																																																																																																																																																										
	2 級	2 級からの 昇格	4 級																																																																																																																																																								
		特 2 級		3 級																																																																																																																																																							
(略)																																																																																																																																																											
46	37	(略)																																																																																																																																																									
47	38	(略)																																																																																																																																																									
48	38	(略)																																																																																																																																																									
49	39	(略)																																																																																																																																																									
50	39	(略)																																																																																																																																																									
51	40	(略)																																																																																																																																																									
52	40	(略)																																																																																																																																																									
53	41	(略)																																																																																																																																																									
54	41	(略)																																																																																																																																																									
55	42	(略)																																																																																																																																																									
56	42	(略)																																																																																																																																																									
(略)																																																																																																																																																											
58	43	(略)																																																																																																																																																									
(略)																																																																																																																																																											
79	53	(略)																																																																																																																																																									
(略)																																																																																																																																																											

81	<u>55</u>	(略)
82	55	(略)
83	<u>56</u>	(略)
84	<u>56</u>	(略)
85	57	(略)
86	<u>58</u>	(略)
87	<u>59</u>	(略)
88	60	(略)
89	<u>61</u>	(略)
90	<u>61</u>	(略)
91	<u>61</u>	(略)
92	<u>62</u>	(略)
93	<u>62</u>	(略)
94	<u>62</u>	(略)
95	<u>63</u>	(略)
96	<u>63</u>	(略)
97	<u>63</u>	(略)
98	<u>64</u>	(略)
99	<u>64</u>	(略)
100	<u>64</u>	(略)
101	<u>65</u>	(略)
102	<u>65</u>	(略)
103	<u>65</u>	(略)
104	<u>65</u>	(略)
105	<u>65</u>	(略)
106	<u>65</u>	(略)
107	<u>65</u>	(略)
108	<u>66</u>	(略)
109	<u>66</u>	(略)
110	<u>66</u>	(略)
111	<u>66</u>	(略)
112	<u>66</u>	(略)
113	<u>66</u>	(略)
114	<u>66</u>	(略)
115	<u>67</u>	(略)
116	<u>67</u>	(略)
117	<u>67</u>	(略)
118	<u>67</u>	(略)
119	<u>67</u>	(略)
120	<u>67</u>	(略)
(略)		
122	68	(略)
123	<u>68</u>	(略)
124	<u>68</u>	(略)
(略)		

備考 (略)

2 高等学校等教育職給料表昇格時号給対
応表

81	<u>54</u>	(略)
82	54	(略)
83	<u>55</u>	(略)
84	<u>55</u>	(略)
85	55	(略)
86	<u>56</u>	(略)
87	<u>56</u>	(略)
88	56	(略)
89	<u>57</u>	(略)
90	<u>57</u>	(略)
91	<u>58</u>	(略)
92	<u>58</u>	(略)
93	<u>59</u>	(略)
94	<u>59</u>	(略)
95	<u>60</u>	(略)
96	<u>60</u>	(略)
97	<u>61</u>	(略)
98	<u>61</u>	(略)
99	<u>61</u>	(略)
100	<u>61</u>	(略)
101	<u>62</u>	(略)
102	<u>62</u>	(略)
103	<u>62</u>	(略)
104	<u>62</u>	(略)
105	<u>63</u>	(略)
106	<u>63</u>	(略)
107	<u>63</u>	(略)
108	<u>63</u>	(略)
109	<u>64</u>	(略)
110	<u>64</u>	(略)
111	<u>64</u>	(略)
112	<u>64</u>	(略)
113	<u>65</u>	(略)
114	<u>65</u>	(略)
115	<u>65</u>	(略)
116	<u>65</u>	(略)
117	<u>66</u>	(略)
118	<u>66</u>	(略)
119	<u>66</u>	(略)
120	<u>66</u>	(略)
(略)		
122	<u>67</u>	(略)
123	<u>67</u>	(略)
124	<u>67</u>	(略)
(略)		

備考 (略)

2 高等学校等教育職給料表昇格時号給対
応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
(略)			
46	<u>26</u>	(略)	
47	<u>27</u>	(略)	
48	<u>28</u>	(略)	
49	<u>29</u>	(略)	
50	<u>29</u>	(略)	
51	<u>30</u>	(略)	
52	<u>30</u>	(略)	
53	<u>31</u>	(略)	
54	<u>31</u>	(略)	
55	<u>32</u>	(略)	
56	<u>32</u>	(略)	
57	<u>33</u>	(略)	
58	<u>33</u>	(略)	
59	<u>33</u>	(略)	
60	<u>34</u>	(略)	
61	<u>34</u>	(略)	
62	<u>34</u>	(略)	
63	<u>35</u>	(略)	
64	<u>35</u>	(略)	
(略)			
66	<u>36</u>	(略)	
(略)			
70	<u>38</u>	(略)	
71	<u>39</u>	(略)	
72	<u>40</u>	(略)	
73	<u>41</u>	(略)	
74	<u>41</u>	(略)	
75	<u>42</u>	(略)	
76	<u>42</u>	(略)	
77	<u>43</u>	(略)	
78	<u>43</u>	(略)	
79	<u>44</u>	(略)	
80	<u>44</u>	(略)	
81	<u>45</u>	(略)	
82	<u>45</u>	(略)	
83	<u>46</u>	(略)	
84	<u>46</u>	(略)	
85	<u>47</u>	(略)	
86	<u>47</u>	(略)	
87	<u>48</u>	(略)	
88	<u>48</u>	(略)	
89	<u>49</u>	(略)	
90	<u>49</u>	(略)	
91	<u>50</u>	(略)	
92	<u>50</u>	(略)	
93	<u>51</u>	(略)	

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
(略)			
46	<u>25</u>	(略)	
47	<u>26</u>	(略)	
48	<u>26</u>	(略)	
49	<u>27</u>	(略)	
50	<u>27</u>	(略)	
51	<u>28</u>	(略)	
52	<u>28</u>	(略)	
53	<u>29</u>	(略)	
54	<u>29</u>	(略)	
55	<u>30</u>	(略)	
56	<u>30</u>	(略)	
57	<u>31</u>	(略)	
58	<u>31</u>	(略)	
59	<u>32</u>	(略)	
60	<u>32</u>	(略)	
61	<u>33</u>	(略)	
62	<u>33</u>	(略)	
63	<u>34</u>	(略)	
64	<u>34</u>	(略)	
(略)			
66	<u>35</u>	(略)	
(略)			
70	<u>37</u>	(略)	
71	<u>38</u>	(略)	
72	<u>38</u>	(略)	
73	<u>39</u>	(略)	
74	<u>39</u>	(略)	
75	<u>40</u>	(略)	
76	<u>40</u>	(略)	
77	<u>41</u>	(略)	
78	<u>41</u>	(略)	
79	<u>42</u>	(略)	
80	<u>42</u>	(略)	
81	<u>43</u>	(略)	
82	<u>43</u>	(略)	
83	<u>44</u>	(略)	
84	<u>44</u>	(略)	
85	<u>45</u>	(略)	
86	<u>45</u>	(略)	
87	<u>46</u>	(略)	
88	<u>46</u>	(略)	
89	<u>47</u>	(略)	
90	<u>47</u>	(略)	
91	<u>48</u>	(略)	
92	<u>48</u>	(略)	
93	<u>49</u>	(略)	

94	<u>51</u>	(略)
95	<u>52</u>	(略)
96	<u>52</u>	(略)
97	<u>53</u>	(略)
98	<u>53</u>	(略)
99	<u>54</u>	(略)
100	<u>54</u>	(略)
101	<u>55</u>	(略)
102	<u>55</u>	(略)
103	<u>56</u>	(略)
104	<u>56</u>	(略)
105	<u>57</u>	(略)
106	<u>57</u>	(略)
107	<u>57</u>	(略)
108	<u>58</u>	(略)
109	<u>58</u>	(略)
110	<u>58</u>	(略)
111	<u>59</u>	(略)
112	<u>59</u>	(略)
113	<u>59</u>	(略)
114	<u>60</u>	(略)
115	<u>60</u>	(略)
116	<u>60</u>	(略)
117	<u>61</u>	(略)
118	<u>61</u>	(略)
119	<u>61</u>	(略)
120	<u>61</u>	(略)
121	<u>61</u>	(略)
122	<u>62</u>	(略)
123	<u>62</u>	(略)
124	<u>62</u>	(略)
125	<u>62</u>	(略)
126	<u>62</u>	(略)
127	<u>63</u>	(略)
128	<u>63</u>	(略)
129	<u>63</u>	(略)
130	<u>63</u>	(略)
131	<u>63</u>	(略)
132	<u>64</u>	(略)
133	<u>64</u>	(略)
134	<u>64</u>	(略)
135	<u>64</u>	(略)
136	<u>64</u>	(略)
137	<u>65</u>	(略)
138	<u>65</u>	(略)
139	<u>65</u>	(略)
140	<u>65</u>	(略)
141	<u>65</u>	(略)
142	<u>65</u>	(略)
143	<u>66</u>	(略)

94	<u>49</u>	(略)
95	<u>50</u>	(略)
96	<u>50</u>	(略)
97	<u>51</u>	(略)
98	<u>51</u>	(略)
99	<u>52</u>	(略)
100	<u>52</u>	(略)
101	<u>53</u>	(略)
102	<u>53</u>	(略)
103	<u>54</u>	(略)
104	<u>54</u>	(略)
105	<u>55</u>	(略)
106	<u>55</u>	(略)
107	<u>56</u>	(略)
108	<u>56</u>	(略)
109	<u>57</u>	(略)
110	<u>57</u>	(略)
111	<u>57</u>	(略)
112	<u>57</u>	(略)
113	<u>58</u>	(略)
114	<u>58</u>	(略)
115	<u>58</u>	(略)
116	<u>58</u>	(略)
117	<u>59</u>	(略)
118	<u>59</u>	(略)
119	<u>59</u>	(略)
120	<u>59</u>	(略)
121	<u>60</u>	(略)
122	<u>60</u>	(略)
123	<u>60</u>	(略)
124	<u>60</u>	(略)
125	<u>61</u>	(略)
126	<u>61</u>	(略)
127	<u>61</u>	(略)
128	<u>61</u>	(略)
129	<u>61</u>	(略)
130	<u>61</u>	(略)
131	<u>62</u>	(略)
132	<u>62</u>	(略)
133	<u>62</u>	(略)
134	<u>62</u>	(略)
135	<u>62</u>	(略)
136	<u>62</u>	(略)
137	<u>63</u>	(略)
138	<u>63</u>	(略)
139	<u>63</u>	(略)
140	<u>63</u>	(略)
141	<u>63</u>	(略)
142	<u>63</u>	(略)
143	<u>64</u>	(略)

144	<u>66</u>	(略)
145	<u>66</u>	(略)
146	<u>66</u>	(略)
147	<u>66</u>	(略)
148	<u>66</u>	(略)
149	<u>67</u>	(略)
150	<u>67</u>	(略)
151	<u>67</u>	(略)
152	<u>67</u>	(略)
153	<u>67</u>	(略)
154	<u>67</u>	(略)
155	<u>68</u>	(略)
156	<u>68</u>	(略)
157	<u>68</u>	(略)

別表第4の2（第8条関係）

降格時号給対応表

1 小学校中学校等教育職給料表降格時号
給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
		特 2 級 か の 格	3 級か ら の 降 格
(略)			
14	<u>21</u>	(略)	
(略)			
37	<u>45</u>	(略)	
38	<u>46</u>	(略)	
39	<u>47</u>	(略)	
40	<u>48</u>	(略)	
41	<u>51</u>	(略)	
42	<u>54</u>	(略)	
43	<u>57</u>	(略)	
(略)			
53	<u>78</u>	(略)	
54	<u>80</u>	(略)	
55	<u>82</u>	(略)	
56	<u>84</u>	(略)	
57	<u>85</u>	(略)	
58	<u>86</u>	(略)	
59	<u>87</u>	(略)	
60	<u>88</u>	(略)	
61	<u>91</u>	(略)	
62	<u>94</u>	(略)	
63	<u>97</u>	(略)	
64	<u>100</u>	(略)	

144	<u>64</u>	(略)
145	<u>64</u>	(略)
146	<u>64</u>	(略)
147	<u>64</u>	(略)
148	<u>64</u>	(略)
149	<u>65</u>	(略)
150	<u>65</u>	(略)
151	<u>65</u>	(略)
152	<u>66</u>	(略)
153	<u>66</u>	(略)
154	<u>66</u>	(略)
155	<u>67</u>	(略)
156	<u>67</u>	(略)
157	<u>67</u>	(略)

別表第4の2（第8条関係）

降格時号給対応表

1 小学校中学校等教育職給料表降格時号
給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
		特 2 級 か の 格	3 級か ら の 降 格
(略)			
14	<u>22</u>	(略)	
(略)			
37	<u>46</u>	(略)	
38	<u>48</u>	(略)	
39	<u>50</u>	(略)	
40	<u>52</u>	(略)	
41	<u>54</u>	(略)	
42	<u>56</u>	(略)	
43	<u>58</u>	(略)	
(略)			
53	<u>79</u>	(略)	
54	<u>82</u>	(略)	
55	<u>85</u>	(略)	
56	<u>88</u>	(略)	
57	<u>90</u>	(略)	
58	<u>92</u>	(略)	
59	<u>94</u>	(略)	
60	<u>96</u>	(略)	
61	<u>100</u>	(略)	
62	<u>104</u>	(略)	
63	<u>108</u>	(略)	
64	<u>112</u>	(略)	

65	<u>107</u>	(略)
66	<u>114</u>	(略)
67	<u>121</u>	(略)
(略)		

2 高等学校等教育職給料表降格時号給対
応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
(略)			
25	45	(略)	
26	<u>46</u>	(略)	
27	<u>47</u>	(略)	
28	48	(略)	
29	<u>50</u>	(略)	
30	<u>52</u>	(略)	
31	54	(略)	
32	<u>56</u>	(略)	
33	<u>59</u>	(略)	
34	<u>62</u>	(略)	
35	<u>65</u>	(略)	
(略)			
37	<u>69</u>	(略)	
38	<u>70</u>	(略)	
39	<u>71</u>	(略)	
40	<u>72</u>	(略)	
41	<u>74</u>	(略)	
42	<u>76</u>	(略)	
43	<u>78</u>	(略)	
44	<u>80</u>	(略)	
45	<u>82</u>	(略)	
46	<u>84</u>	(略)	
47	<u>86</u>	(略)	
48	<u>88</u>	(略)	
49	<u>90</u>	(略)	
50	<u>92</u>	(略)	
51	<u>94</u>	(略)	
52	<u>96</u>	(略)	
53	<u>98</u>	(略)	
54	<u>100</u>	(略)	
55	<u>102</u>	(略)	
56	<u>104</u>	(略)	
57	<u>107</u>	(略)	
58	<u>110</u>	(略)	
59	<u>113</u>	(略)	
60	<u>116</u>	(略)	
61	<u>121</u>	(略)	
62	<u>126</u>	(略)	

65	<u>116</u>	(略)
66	<u>120</u>	(略)
67	<u>124</u>	(略)
(略)		

2 高等学校等教育職給料表降格時号給対
応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
(略)			
25	<u>46</u>	(略)	
26	<u>48</u>	(略)	
27	<u>50</u>	(略)	
28	<u>52</u>	(略)	
29	<u>54</u>	(略)	
30	<u>56</u>	(略)	
31	58	(略)	
32	<u>60</u>	(略)	
33	<u>62</u>	(略)	
34	<u>64</u>	(略)	
35	<u>66</u>	(略)	
(略)			
37	<u>70</u>	(略)	
38	<u>72</u>	(略)	
39	<u>74</u>	(略)	
40	<u>76</u>	(略)	
41	<u>78</u>	(略)	
42	<u>80</u>	(略)	
43	<u>82</u>	(略)	
44	<u>84</u>	(略)	
45	<u>86</u>	(略)	
46	<u>88</u>	(略)	
47	<u>90</u>	(略)	
48	<u>92</u>	(略)	
49	<u>94</u>	(略)	
50	<u>96</u>	(略)	
51	<u>98</u>	(略)	
52	<u>100</u>	(略)	
53	<u>102</u>	(略)	
54	<u>104</u>	(略)	
55	<u>106</u>	(略)	
56	<u>108</u>	(略)	
57	<u>112</u>	(略)	
58	<u>116</u>	(略)	
59	<u>120</u>	(略)	
60	<u>124</u>	(略)	
61	<u>130</u>	(略)	
62	<u>136</u>	(略)	

63	<u>131</u>	(略)	63	<u>142</u>	(略)
64	<u>136</u>	(略)	64	<u>148</u>	(略)
65	<u>142</u>	(略)	65	<u>151</u>	(略)
66	<u>148</u>	(略)	66	<u>154</u>	(略)
67	<u>154</u>	(略)	67	<u>157</u>	(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市教育職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(勤務成績の証明)</u> 第13条 給与条例第7条第1項の規定による昇給(第17条又は第18条に定めるところにより行うものを除く。第15条及び第16条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。 (特定職員の昇給区分及び昇給の号給数) 第15条 前条に規定する職員(以下この条及び次条において「特定職員」という。)を給与条例第7条第1項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて別表第6に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をE(給与条例第7条第3項に規定する職員にあっては、C、D又はE)に決定された特定職員は、昇給しない。	第13条 削除 (昇給評語がある特定職員の昇給区分及び昇給の号給数) 第15条 特定職員(前条に規定する職員をいう。)のうち、職務について監督する地位にある者の勤務成績の証明があるもの(以下この条及び次条において「昇給評語がある特定職員」という。)を給与条例第7条第1項の規定による昇給(第17条又は第18条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。)をさせる場合の号給数は、当該昇給評語がある特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて別表第6に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をE(給与条例第7条第3項に規定する職員にあっては、C、D又はE)に決定された昇給

2 特定職員の昇給区分は、第13条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、浜松市職員の給与に関する規則（昭和31年浜松市規則第39号）第8条の4第2項に規定する市長の定めに準じて教育委員会の定めるところにより行うものとする。

(1) 勤務成績が特に良好である特定職員
（勤務成績が極めて良好である特定職員に限る。） A

(2) 勤務成績が特に良好である特定職員
（前号に掲げる職員を除く。） B

(3) 勤務成績が良好である特定職員 C

(4) 勤務成績がやや良好でない特定職員
D

(5) 勤務成績が良好でない特定職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 教育委員会の定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあつては、新たに職員となった日

評語がある特定職員は、昇給しない。

2 昇給評語がある特定職員の昇給区分は、当該昇給評語がある特定職員が次の各号に掲げる昇給評語がある特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる昇給評語がある特定職員に該当するか否かの判断は、浜松市職員の給与に関する規則（昭和31年浜松市規則第39号）第8条の4第2項に規定する市長の定めに準じて教育委員会の定めるところにより行うものとする。

(1) 勤務成績が特に良好である昇給評語がある特定職員（勤務成績が極めて良好である昇給評語がある特定職員に限る。）

A

(2) 勤務成績が特に良好である昇給評語がある特定職員（前号に掲げる職員を除く。） B

(3) 勤務成績が良好である昇給評語がある特定職員 C

(4) 勤務成績がやや良好でない昇給評語がある特定職員 D

(5) 勤務成績が良好でない昇給評語がある特定職員 E

3 次の各号に掲げる昇給評語がある特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 教育委員会の定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった昇給評語がある特定職員にあつては、新たに

から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(前項第5号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。) D	職員となった日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない<u>昇給評語がある</u>特定職員(前項第5号に該当する<u>昇給評語がある</u>特定職員及び次号に掲げる<u>昇給評語がある</u>特定職員を除く。) D
(2) 教育委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E	(2) 教育委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない<u>昇給評語がある</u>特定職員 E
4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。	4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる<u>昇給評語がある</u>特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。
5 前3項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定職員の数の割合は、浜松市職員の給与に関する規則第8条の4第5項に規定する市長の定める割合に準じて教育委員会が定める割合に概ね合致していなければならない。	5 前3項の規定により昇給区分を決定する<u>昇給評語がある</u>特定職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する<u>昇給評語がある</u>特定職員の数の割合は、浜松市職員の給与に関する規則第8条の4第5項に規定する市長の定める割合に準じて教育委員会が定める割合に概ね合致していなければならない。
6 前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第9条第2項(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同	6 前年の昇給日後に新たに職員となった<u>昇給評語がある</u>特定職員又は同日後に第9条第2項(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により号給を決定された<u>昇給評語がある</u>特定職員の昇給の号給数は、

項の規定による号給数に相当する数(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、教育委員会の定める数)に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除して得た数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(教育委員会の定める特定職員にあつては、教育委員会の定める号給数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

7 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第9条に規定する異動をした特定職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

8 一の昇給日において第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定職員の昇給の号給数の合計は、浜松市職員の給与に関する規則第8条の4第8項に規定する市長の定める号給数に準じて教育委員会が定める号給数を超えてはならない。

(特定職員以外の職員の昇給の号給数)

第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除して得た数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(教育委員会の定める昇給評語がある特定職員にあつては、教育委員会の定める号給数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる昇給評語がある特定職員は、昇給しない。

7 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第9条に規定する異動をした昇給評語がある特定職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる昇給評語がある特定職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

8 一の昇給日において第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する昇給評語がある特定職員の昇給の号給数の合計は、浜松市職員の給与に関する規則第8条の4第8項に規定する市長の定める号給数に準じて教育委員会が定める号給数を超えてはならない。

(昇給評語がある特定職員以外の職員の昇

第16条 特定職員以外の職員を給与条例第7条第1項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。	給の号給数) 第16条 <u>昇給評語がある</u>特定職員以外の職員を給与条例第7条第1項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市教育職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の浜松市教育職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について

(提案理由)

令和 5 年の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、教育職給料表の改定を実施したため、改定後の給料表を踏まえた昇格時及び降格時の号給対応表へ改定するよう規則の一部を改正するものです。

また、昇給について、国の評価期間に合わせた制度を導入済であることから、国の人事院規則の規定を踏まえ、教育委員会規則規定の明確化が図られるよう規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

(1) 昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改定

改正後の給料表に合わせ、各昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改定するものです。

(2) 昇給関係規定の明確化

昇給に関する人事評価制度が評価期間を含めて国を踏まえた取扱いとなったことから、規則中の用語等について国の人事院規則に準じて改定し、明確化を図るものです。

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行するものです。ただし、昇給の規定に関する改正は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

なお、(1) の改定については、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものです。

また、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表について、令和 5 年 4 月 1 日から公布までの間及び公布から令和 6 年 3 月 31 日までの間に昇格等により号給の異動をした職員のうち、改正による不利益を受ける場合については、改正前の取扱いを適用できる経過措置を設けるものです。

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 2 9 年浜松市教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（期末手当の支給をしない職員） 第 4 条 給与条例第 3 3 条第 1 項後段の規定により教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 (1) （略） (2) その退職の後基準日までの間において、次のいずれかに該当する者（非常勤である者にあつては、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）、同法第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第 1 8 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他教育委員会の定める者に限	（期末手当の支給をしない職員） 第 4 条 給与条例第 3 3 条第 1 項後段の規定により教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 (1) （略） (2) その退職の後基準日までの間において、次のいずれかに該当する者（非常勤である者にあつては、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）、同法第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第 1 8 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他教育委員会の定める者に限

る。) となったもの ア～オ (略) カ <u>浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例</u>(令和元年浜松市条例第 22 号) の適用を受ける職員(以下「会計年度条例適用職員」という。)(教育委員会の定める者に限る。) (3) (略)	る。) となったもの ア～オ (略) カ <u>浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給与に関する条例</u>(令和元年浜松市条例第 22 号) の適用を受ける職員(以下「会計年度条例適用職員」という。)(教育委員会の定める者に限る。) (3) (略)
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことを受け、浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例（令和元年浜松市条例第 22 号）の一部改正により、当該条例の名称変更が行われるため、規則に引用する条例名称の改正を行うものです。

(改正内容)

規則に引用する条例名称を「浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例」から「浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給与に関する条例」に改めるものです。

(施行期日)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

第 1 9 号 議 案
令和 6 年 3 月 2 6 日提出

浜松市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について

浜松市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（案）

浜松市奨学金貸与条例施行規則（平成 1 7 年浜松市教育委員会規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（貸与の申請） 第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定による申請をしようとする者は、奨学金貸与申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて委員会に提出しなければならない。 （1）・（2） （略） （3）親権者、後見人その他委員会が必要があると認める者の所得証明書 （4）・（5） （略）	（貸与の申請） 第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定による申請をしようとする者は、奨学金貸与申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて委員会に提出しなければならない。 （1）・（2） （略） （3）親権者<u>（申請をしようとする者が成年に達している場合は、成年に達した日の前日に親権を行使していた者。以下同じ。）</u>、後見人その他委員会が必要があると認める者の所得証明書 （4）・（5） （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 1 号様式中

「

在 学 校 名	名 称	第 学年
	所 在 地	

を

」

「

進 学 先 進 級 先	国立 公立 私立 第 学年
----------------	--------------------------------

に、

「

無 有 () へ申請中又は申請予定

を

「

無 有 (貸与型・給付型) へ申請中又は申請予定

に、

「 1 収入区分欄は、給与（賞与を含む）、利子、株式配当、営業収入、農業収入等に区分して記入してください。

2 職業欄は、勤務先等を具体的に記入してください。

3 連帯保証人欄には、親権者又は後見人 1 人、本人と異なる世帯の方（親権者及び後見人を除く。） 1 人を記入してください。ただし、連帯保証人の要件に該当する親権者又は後見人がいない場合は、それ以外の方 2 人（うち 1 人は、本人と異なる世帯の方）を記入してください。

4 「親権者又は後見人（代表者）」は、親権者又は後見人が複数いる場合には、その代表者として記入してください。」

「 1 収入区分欄は、給与（賞与を含む）、利子、株式配当、営業収入、農業収入等に区分して記入してください。なお、申請者が成年に達している場合は、親権者に替えて成年に達した日の前日に親権を行使していた者について記入してください。

2 職業欄は、勤務先等を具体的に記入してください。

3 連帯保証人欄には、親権者（申請者が成年に達している場合は、親権者に替えて成年に達した日の前日に親権を行使していた者をいう。以下同じ。）又は後見人 1 人、本人と異なる世帯の方（親権者及び後見人を除く。） 1 人を記入してください。ただし、連帯保証人の要件に該当する親権者又は後見人がいない場合は、それ以外の方 2 人（うち 1 人は、本人と異なる世帯の方）を記入してください。

4 「親権者又は後見人（代表者）」は、申請者が成年に達している場合は、親権者に替えて成年に達した日の前日に親権を行使していた者を記入し、親権者又は後見人が複数いる場合には、その代表者として記入してください。」

改める。

第 7 号様式中

「

変更後内容	(ふりがな)		を
	氏名		
	住所		
	電話番号		
	振込先金融機関等		

「

変更後内容	(ふりがな)		に
	氏名		
	住所		
	電話番号		

」

改める。

第 1 1 号様式中

「

無 ・ 有 ・ 申請中	を
「有」又は「申請中」の場合は、その名称（ ）	

」

「

	に
--	---

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

浜松市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について

(提案理由)

民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、満18歳以上の者の父母等は「親権者」に該当しなくなるが、父母等を引き続き従来の親権者に準じた扱いとするため、規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 第2条第3号中の「親権者」の語を、「親権者（申請をしようとする者が成年に達している場合は、成年に達した日の前日に親権を行使していた者。）」に改めるものです。
- 2 様式の一部を、実務に沿った字句の整理等、軽微な修正を行うものです。

第1号様式（奨学金貸与申請書）

- ・進学／進級の前年度に予約採用するため「在学名」を「進学先 進級先」に改める。
- ・「学校所在地」は事務処理上不要のため削除する。
- ・条例第3条の規定により、給付型奨学金は浜松市奨学金と併給可であることから、併願している奨学金の種類を確認するため「貸与型・給付型」の選択肢を加える。

第7号様式（奨学生等氏名・住所等変更届）

- ・振込先金融機関を変更する場合は口座振替依頼書が提出されるため、第7号様式で「振込先金融機関」の確認は不要とし削除する。

第11号様式（奨学生現況届）

- ・他の奨学金について、詳細な情報を聞き取るため「他の奨学金の貸与又は給付の有無」を自由記述の欄に改める。

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行するものです。

第 2 0 号 議 案

令和 6 年 3 月 26 日 提出

浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について

浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（案）

（浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正）

第 1 条 浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成 1 4 年浜松市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「㊟」を削る。

第 4 号様式中「㊟」を削り、

- 「 備考 1 「看護科」及び「移送料」については、その費用の領収書及び明細書を添付すること。
- 2 「上記以外の療養費」については、入院時に食事料を含まない場合の食事料及び療養に必要な治療材料等の費用を記入してその領収書及び内訳書を添付すること。
- 3 「請求者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。 」
- 「備考 1 「看護科」及び「移送料」については、その費用の領収書及び明細書を添付すること。
- 2 「上記以外の療養費」については、入院時に食事料を含まない場合にの食事料及び療養に必要な治療材料等の費用を記入してその領収書及び内訳書を添付すること。 」

改める。

第 5 号様式中「㊟」を削り、

「備考 1 第2回以後の請求の場合における療養のため休業した期間及び療養のため勤務することができなかったと認められる期間の記載について前回の請求後の分について記載すること。」を

2 「請求者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。」

「備考 第2回以後の請求の場合における療養のため休業した期間及び療養のため勤務することができなかったと認められる期間の記載について前回の請求後の分について記載すること。」に

改める。

第6号様式中「㊟」を削り、

「備考 1 「障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が裏面診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記載すること。」を

2 「請求者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。」

「備考 「障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が裏面診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記載すること。」に

改める。

第7号様式中「㊟」及び「3 「請求者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。」を削る。

第8号様式中「㊟」を削り、

「備考 1 「既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。」を

2 「請求者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。」

「備考 「既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。」に

改める。

第9号様式中「㊟」及び「3 「請求者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。」を削る。

第10号様式中「㊟」及び「4 「請求者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。」を削る。

第 1 1 号様式中「㊤」を削り、

「備考 1 浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則（平成 1 4 年浜松市教育委員会規則第 9 号）第 4 条第 4
項の規定による所要の書類を添付すること。」を

2 「請求者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名
名をすることができる。」

「備考 浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
施行規則（平成 1 4 年浜松市教育委員会規則第 9 号）第 4 条第 4 項の規定によ
る所要の書類を添付すること。」に

改める。

第 1 2 号様式中「㊤」を削り、

「備考 1 浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則（平成 1 4 年浜松市教育委員会規則第 9 号）第 4 条第 5
項の規定による所要の書類を添付すること。」を

2 「請求者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名
名をすることができる。」

「備考 浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
施行規則（平成 1 4 年浜松市教育委員会規則第 9 号）第 4 条第 5 項の規定によ
る所要の書類を添付すること。」に

改める。

第 1 3 号様式中「㊤」を削り、

「備考 1 「遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族
補償年金の額の合計額」欄には、遺族補償年金の最初の支払に先立っ
て申し出る場合は記入しないこと。」を

2 「請求者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名
名をすることができる。」

「備考 「遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償
年金の額の合計額」欄には、遺族補償年金の最初の支払に先立って申し出る場
合は記入しないこと。」に

改める。

第 1 4 号様式中「㊤」を削り、

「備考 1 この補償は遺族補償年金の請求又は遺族補償一時金の請求と同時に
請求すること。」を

2 「請求者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。」

「備考 この補償は遺族補償年金の請求又は遺族補償一時金の請求と同時に請求に
すること。」

改める。

第15号様式中「㊟」を削り、

「備考 1 この請求書には、浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年浜松市教育委員会規則第9号）第4条第6項の規定による所要の書類を添付すること。」を

2 「請求者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。」

「備考 この請求書には、浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年浜松市教育委員会規則第9号）第4条に
第6項の規定による所要の書類を添付すること。」

改める。

第16号様式から第18号様式までの規定中「㊟」を削る。

第19号様式中「㊟」及び「備考 「請求者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。」を削る。

第24号様式中「㊟」及び「3 「請求者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。」を削る。

第25号様式中「㊟」を削り、

「備考 1 住民票等所在を証明することの書類を添付すること。

2 「請求者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。」

「備考 住民票等所在を証明することの書類を添付すること。」に

改める。

第31号様式中「3 「報告者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。」及び「㊟」を削る。

第32号様式中「㊟」及び「備考 「報告者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。」を削る。

（浜松市学童等災害共済条例施行規則の一部改正）

第2条 浜松市学童等災害共済条例施行規則（昭和47年浜松市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

加入者 (児童生徒)	住所		を
	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日		
	学校名		

加入者 (児童生徒)	ふりがな		に
	氏 名		
	生年月日		
	学校名		

改める。

第 2 号様式中

所在地	
申込団体 名称	
代表者氏名	を
(署名又は記名押印をしてください。)	
連絡先	」
所在地	
申込団体 名称	
代表者氏名	に改める。
連絡先	」

第 3 号様式中「㊟」を削る。

第 4 号様式中「(署名又は記名押印をしてください。)」を削る。

第 5 号様式中

「学校名又は団体名	
所在地	を
代表者氏名	」

(署名又は記名押印をしてください。)

「学校名又は団体名

所在地 に、

代表者氏名 」

「医療機関所在地及び名称

氏名 を

(署名又は記名押印をしてください。)

「医療機関所在地及び名称

氏名 に改める。

(浜松市教職員住宅管理規則の一部改正)

第3条 浜松市教職員住宅管理規則（平成17年浜松市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「(署名又は記名押印をしてください。)」を削る。

(浜松市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第4条 浜松市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年浜松市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「志願者

(署名又は記名押印をしてください。)

保護者住所

を

保護者

(署名又は記名押印をしてください。)

志願者からみた続柄 」

「志願者

保護者住所

に改める。

保護者

志願者からみた続柄 」

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第5条 博物館の登録に関する規則（平成27年浜松市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(登録の申請)	(登録の申請)

第2条 法第12条第1項の登録申請書には、申請者の代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

(変更の届出)

第5条 法第15条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者の代表者が署名し、又は記名押印した届出書により行わなければならない。

(1) 設置者の名称及び所在地

(2)～(4) (略)

2 (略)

(教育委員会への定期報告)

第6条 法第16条の規定による定期報告は、次に掲げる事項を記載し、かつ、報告者の代表者が署名し、又は記名押印した報告書により行わなければならない。

(1) 設置者の名称及び所在地

(2)・(3) (略)

(廃止の届出)

第9条 法第20条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者の代表者が署名し、又は記名押印した届出書により行わなければならない。

(1) 設置者の名称及び所在地

(2)～(4) (略)

(証明書の交付)

第11条 (略)

2 前項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載し、かつ、請求者の代表者が署名し、

第2条 法第12条第1項の登録申請書には、申請者の代表者氏名を記載しなければならない。

(変更の届出)

第5条 法第15条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

(1) 設置者の名称及び代表者氏名並びに所在地

(2)～(4) (略)

2 (略)

(教育委員会への定期報告)

第6条 法第16条の規定による定期報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行わなければならない。

(1) 設置者の名称及び代表者氏名並びに所在地

(2)・(3) (略)

(廃止の届出)

第9条 法第20条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

(1) 設置者の名称及び代表者氏名並びに所在地

(2)～(4) (略)

(証明書の交付)

第11条 (略)

2 前項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を教育委員会に提出して

又は <u>記名押印した請求書</u> を教育委員会に提出して行わなければならない。	行わなければならない。
(1) 設置者の名称及び所在地	(1) 設置者の名称及び <u>代表者氏名並びに所在地</u>
(2) (略)	(2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部改正)

第6条 浜松市埋蔵文化財保護事務に関する規則（平成19年浜松市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(調査のための発掘に関する届出等) 第1条の2 法第92条第1項の規定による届出をしようとする者は、規則第1条第1項各号に掲げる事項のほか、届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載し、かつ、<u>届出者（法人にあっては、その代表者）が押印し、又は署名した届出書に、同条第2項各号に掲げる書類のほか、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</u> 2 (略) (土木工事等のための発掘に関する届出等) 第2条 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出をしようとする者は、規則第2条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>届出者（法人にあっては、その代表者）が押印し、又は署名した届出書に、同条第2項に規定する図書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</u> (1)・(2) (略)	(調査のための発掘に関する届出等) 第1条の2 法第92条第1項の規定による届出をしようとする者は、規則第1条第1項各号に掲げる事項のほか、届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した届出書に、同条第2項各号に掲げる書類のほか、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。 2 (略) (土木工事等のための発掘に関する届出等) 第2条 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出をしようとする者は、規則第2条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書に、同条第2項に規定する図書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。 (1)・(2) (略)

2 (略) (遺跡の発見に関する届出等) 第3条 法第96条第1項の規定による届出をしようとする者は、規則第4条第1項各号に掲げる事項のほか、届出者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載し、かつ、<u>届出者(法人にあっては、その代表者)が押印し、又は署名した届出書に、同条第2項に規定する図書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</u> 2・3 (略)	2 (略) (遺跡の発見に関する届出等) 第3条 法第96条第1項の規定による届出をしようとする者は、規則第4条第1項各号に掲げる事項のほか、届出者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載した届出書に、同条第2項に規定する図書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。 2・3 (略)
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

(第 20 号議案の説明資料)

健康安全課

浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について

(提案理由)

書面規制、押印等見直し指針（令和 5 年 3 月改定）に基づき、押印又は署名の義務付けを廃止するため、関連する規則の一部を一括して改正する規則を制定するものです。

(改正内容)

1 改正規則

No.	規則名	規則所管課
1	浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	健康安全課
2	浜松市学童等災害共済条例施行規則	健康安全課
3	浜松市教職員住宅管理規則	教育施設課
4	浜松市立高等学校の通学区域に関する規則	浜松市立高等学校
5	博物館の登録に関する規則	文化財課
6	浜松市埋蔵文化財保護事務に関する規則	文化財課

2 内容

市民の利便性向上や行政手続の簡素化のため、様式への押印又は署名の義務付けを廃止するほか、所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

第 2 1 号 議 案
令和 6 年 3 月 2 6 日 提 出

浜松市指定文化財の指定（案）について

次のとおり浜松市指定文化財に指定する。

教育長 宮 崎 正

浜松市指定文化財の指定（案）

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 種別 | 有形文化財（絵画） |
| 2 | 名称及び員数 | （1）絹本著色二祖慧可像 1 幅
（2）紙本著色無文元選像
文明十二年友勝の賛がある 1 幅 |
| 3 | 所在場所 | 浜松市浜名区引佐町奥山 1577 番地 1 |
| 4 | 所有者 | 宗教法人 方広寺 |

浜松市指定文化財の指定について

(提案理由)

浜松市文化財保護条例第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定により、浜松市指定文化財の指定について浜松市文化財保護審議会に諮問し、同条例第 4 4 条の規定により、別紙のとおり浜松市文化財保護審議会の建議を受けたため。

(提案内容)

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 種別 | 有形文化財（絵画） |
| 2 | 名称及び員数 | (1) 絹本著色二祖慧可像 1 幅
(2) 紙本著色無文元選像
文明十二年友勝の賛がある 1 幅 |
| 3 | 所在場所 | 浜松市浜名区引佐町奥山 1577 番地 1 |
| 4 | 所有者 | 宗教法人 方広寺 |
| 5 | 概要・写真 | 別紙 |

(その他)

浜松市文化財保護条例第 4 条第 2 項の規定に従い、所有者の同意を得ている。

けんぽんちやくしよくにそえかぞう
(1) 絹本著色二祖慧可像



絹本著色 一幅

縦 152.8 センチメートル、横 83.0 センチメートル
中国 元時代

中央に僧形の人物が岩座に半跏の姿勢で坐して文官から礼拝を受け、背後に払子を持つ侍僧が控える様子が描かれる。画面上方には複雑な構成の岩壁や曲がりくねった樹木が描かれ、画面下方には精緻な描写による餌付け台、鸚鵡、小鳥が餌をついばむ様子や草花などが描かれる。この絵画は中国元時代に羅漢図として描かれ、時期は不明であるが、いつの時期からか慧可像として現所有者の元で伝えられてきた。

精緻な描写が特色である中国・元時代の仏画の優品であり、また伝来過程は不明であるものの、日本の禅宗寺院における元時代の仏画の受容の様相を示す貴重な作例である。

しほんちやくしよくむもんげんせんぞう
(2) 紙本著色無文元選像
ぶんめいじゅうにねんゆうしやう さん
文明十二年友勝の賛がある



紙本著色 一幅

縦 85.8 センチメートル、横 38.9 センチメートル
文明 12 年 (1480)

袈裟をつけ、手に竹篋を持ち坐す無文元選 (1323～1390) の上半身を円窓内に描いた半身像である。無文元選は後醍醐天皇の皇子と伝えられ、井伊家の外護を受け、応安 4 年 (1371) 奥山方広寺の開山となった。

画面上部の賛の内容から文明 12 年 (1480) に賛が施されたことがわかり、絵も同時期に描かれたと考えられる。賛を書いた友勝は無文元選から四世の法孫である。

方広寺の開山である無文元選の姿を的確な筆致で描き出した半身像であるが、賛から文明 12 年 (1480) という制作年が明らかであり、室町時代にさかのぼる頂相作品として貴重である。

令和6年2月20日

浜松市教育委員会
教育長 宮崎 正 様

浜松市文化財保護審議会
会長 片桐 弥生

浜松市指定文化財の指定について（建議）

標記のことについて、浜松市教育委員会（文化財課）から諮問を受け、浜松市文化財保護審議会において審議を行ったところ、浜松市指定有形文化財（絵画）として文化財指定をすることが適当であるとの答申に至りました。

つきましては、下記のとおり文化財指定されるよう、浜松市文化財保護条例第44条に基づき建議致します。

記

1 絹本著色二祖慧可像

種別	有形文化財（絵画）
名称・員数	絹本著色二祖慧可像 1幅
所在場所	浜松市浜名区引佐町奥山 1577 番地 1
所有者	宗教法人 方広寺

2 紙本著色無文元選像 文明十二年友勝の賛がある

種別	有形文化財（絵画）
名称・員数	紙本著色無文元選像 文明十二年友勝の賛がある 1幅
所在場所	浜松市浜名区引佐町奥山 1577 番地 1
所有者	宗教法人 方広寺

第 2 2 号 議 案
令和 6 年 3 月 2 6 日提出

浜松市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

浜松市スポーツ推進審議会委員を次のとおり委嘱する。

教育長 宮 崎 正

浜松市スポーツ推進審議会委員（案）

選出区分	氏 名	備 考	新/再
学識経験者	太田 正義	常葉大学 准教授	再
学識経験者	浅井 陽介	（一社）浜松市医師会 理事	新
学識経験者	堀内 治之	（公財）浜松市スポーツ協会 常務理事	再
学識経験者	伊藤 裕子	ぺんぎん村水泳教室 代表	再
学識経験者	草谷 篤	浜松市立高等学校長	新
学識経験者	岡本 雅康	浜松市中学校体育連盟 会長	再
学識経験者	水村 辰也	浜松市小学校体育連合 会長	新
学識経験者	平野 多加	浜松市幼稚園長会 会長	新

任 期 令和 6 年 3 月 2 6 日から令和 9 年 3 月 2 5 日まで

(第 22 号議案の説明資料)

スポーツ振興課

浜松市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

(提案理由)

浜松市スポーツ推進審議会委員について、浜松市スポーツ推進審議会条例に基づき委嘱するものです。

(構成等)

委員は 8 名で、再任が 4 名、新任が 4 名です。男女比は 4 対 1 です。

構成員としては、幼稚園、小学校、中学校、高校の団体にスポーツ協会、医師会や障がい者スポーツ団体の方々を選任し、スポーツを取り巻く多様なご意見をいただくことができる体制としました。

任期は 3 年間です。

(根拠法令)

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）

浜松市スポーツ推進審議会条例（改正 平成 23 年浜松市条例第 47 号）

(開催回数)

令和 6 年度 年間 4 回（予定）

(開催内容)

- ・ 第 2 期浜松市スポーツ推進計画の進捗管理
- ・ 第 3 期浜松市スポーツ推進計画策定にかかる審議
- ・ その他スポーツ推進施策に対する意見聴取

浜松市スポーツ推進審議会所掌事務について

○浜松市スポーツ推進審議会条例（一部スポーツ基本法を含む）

昭和３７年３月３１日

浜松市条例第１４号

（設置）

第１条 市は、スポーツ基本法（平成２３年法律第７８号。以下「法」という。）第３１条の規定に基づき、浜松市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平２３条例４７・一部改正）

◆スポーツ基本法

（スポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他の推進に関する重要事項を調整審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（所掌事務）

第２条 審議会は、法第３５条の規定による諮問に対する答申を行うほか、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議し、又は意見を述べる。

- （１）法第１０条第１項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- （２）スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- （３）スポーツの指導者の養成及び資質の向上に関すること。
- （４）スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- （５）スポーツの団体の育成に関すること。
- （６）スポーツの技術水準の向上に関すること。
- （７）前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（平２３条例４７・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委嘱)

第4条 委員は、スポーツに関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が、市長の意見を聴いて委嘱する。

(平23条例47・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平23条例47・一部改正)

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(平31条例21・一部改正)

(会議)

第7条 会長は会議を招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平23条例47・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

(平23条例47・旧第9条繰上・一部改正)

附 則

1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

2 この条例施行後最初に行われる審議会は、第7条第1項の規定にかかわらず教育委員会が招集する。

3 浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例（昭和31年浜松市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「農業労働力調整協議会委員 日額 800円」の次に

「スポーツ振興審議会委員 日額 800円

体育指導委員 年額7,200円」を加える。

別表区分欄中「農業労働力調整協議会委員」の次に「スポーツ振興審議会委員・体育指導委員」を加える。

附 則（平成23年9月29日浜松市条例第47号）

1 この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の規定は、平成23年8月24日から適用する。

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の浜松市スポーツ振興審議会に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定により委嘱された浜松市スポーツ振興審議会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第1条の規定による改正後の浜松市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により、浜松市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第6条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第5条に規定する浜松市スポーツ振興審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ、施行日に、新条例第5条第2項の規定により浜松市スポーツ推進審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

附 則（平成31年3月15日浜松市条例第21号抄）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第

2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

令和7年度採用（令和6年度実施）浜松市立小・中学校教員採用選考試験 志願状況について

教職員課 採用管理担当

1 試験区分別志願数

(1) 志願者数

	小学校教員	中学校教員											発達支援教育推進教員			養護教諭	合計	前回からの増減
		国	社	数	理	音	美	体	技	家	英	計	小	中	計			
単純出願数（第1希望者数）	264	34	62	38	23	11	7	117	7	9	43	351	11	10	21	54	690	
前回からの増減	19	0	△ 8	△ 1	△ 3	△ 4	0	22	5	3	14	28	△ 3	1	△ 2	△ 4	41	

(2) 併願者数及び併願を含む志願総数

小中併願	併願者数（第2希望者数）	12	5	3	10	4	1	0	1	0	0	4	28					40	△ 12
発達併願	併願者数（第2希望者数）	7	2	0	0	0	1	0	6	0	0	1	10	27	11	38		55	17
志願総数（第1希望+第2希望）		283	41	65	48	27	13	7	124	7	9	48	389	38	21	59	54	785	46

2 志願者の内訳

			小学校教員	中学校教員	発達支援教育推進教員	養護教諭	合計	前回からの増減	
ア 大学等推薦特別選考			29	16	0		45	7	
イ 障がいのに配慮した選考			—	—	—	—	2	0	
ウ	現住所	浜松市内	119	193	12	41	365	△ 8	
		浜松市外（県内）	17	23	1	1	42	△ 2	
		県外	東海三県	58	66	7	6	137	23
			その他	70	69	1	6	146	28
エ	年齢	20-24歳	181	232	5	31	449	45	
		25-29歳	49	70	5	14	138	△ 7	
		30-34歳	16	19	5	7	47	3	
		35-39歳	4	13	4	0	21	5	
		40歳代	9	12	2	2	25	△ 4	
		50歳代	5	5	0	0	10	△ 1	
オ	現在職業等	学生	161	176	5	18	360	76	
		任期付教員	10	31	2	2	45	△ 28	
		臨時的任用教員	69	109	8	26	212	△ 5	
		非常勤講師	0	1	0	2	3	△ 7	
		他自治体現職教諭	12	11	3	0	26	5	
		民間企業勤務	8	13	2	0	23	4	
		その他	4	10	1	6	21	△ 4	

令和5年度浜松地域遺産の認定について

市民部文化財課

1 目的・経緯

令和5年度の浜松地域遺産（浜松市認定文化財）について、以下のとおり認定を行った。

【地域遺産認定制度とは】

地域に慣れ親しまれ、継承されてきた貴重な文化資源を、「浜松地域遺産」として認定し、郷土の宝として顕彰することで、後世へ継承されることを期待するもの。また、地域遺産を活用した地域の活性化事業が展開されることにより、個性ある地域の創造に寄与することを目的としている。本制度は、平成28年度から開始し、令和5年度が8年目。

2 令和5年度の概要

推薦書受付件数 105 件

認定数 82 件【詳細は別紙「令和5年度「浜松地域遺産」認定一覧表」参照】

※推薦書受付件数との差は、各地の道標や秋葉山常夜灯等を地区ごとに取りまとめて認定したことが主な要因。

※このほか、令和元年度、令和2年度認定分への構成要素の追加がある。

○主な認定文化財

- ・ 名称 腰掛岩（別添表 No. 4）
- ・ 所在地 中央区
- ・ 種別 伝承地
- ・ 推薦者 伊佐見地区コミュニティ協議会
- ・ 説明 景行天皇の皇子・日本武尊（やまとたけるのみこと）が東征したおり、当地を經由したという言い伝えが市内各地にある。大人見町の八幡宮境内には、この時休憩したものだという岩が伝えられている。



- ・ 名称 祝田坂（別添表 No. 13）
- ・ 所在地 浜名区
- ・ 種別 史跡
- ・ 推薦者 浜松北地域まちづくり協議会
- ・ 説明 三方原合戦の史跡として現状をとどめる貴重な場所である。武田信玄の隊列が三方ヶ原から刑部方面に下った道筋のひとつ、浜松から金指方面への旧道にあたる。近年、ここを訪れる人の数が増えている。



【参考】これまでの認定実績

①年度別区（旧区）別認定数

旧区名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
中 区	1	12	10	4	14	4	5	0	50
東 区	22	28	3	15	1	2	10	2	83
西 区	10	3	4	6	6	6	15	6	56
南 区	6	7	1	4	3	3	1	1	26
北 区	25	1	4	8	8	23	25	25	119
浜北区	3	18	12	14	85	33	46	9	220
天竜区	24	31	16	16	30	20	12	39	188
合 計	91	100	50	67※1	147	91※1	114	82	742※2

※1 令和元年度は東区と浜北区、令和3年度は西区と南区に重複する文化財があり、正式な認定件数は、それぞれ66件、90件。

※2 正式な累計件数は740件。

(新区)

中央区	浜名区	天竜区
240	313	188

②分類別認定数

分類	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
建造物	13	20	1	4	13	9	4	2	65
美術工芸品	28	44	12	18	36	21	27	15	195
無形文化財	0	0	0	0	0	1	0	0	1
有形民俗文化財	12	17	13	14	60	25	32	16	195
無形民俗文化財	13	8	7	6	4	4	4	2	48
史跡	13	6	13	13	14	27	41	41	169
名勝	1	1	2	3	3	0	0	0	10
天然記念物	2	2	0	1	9	1	0	1	16
文化的景観	0	1	2	1	5	0	3	1	13
伝統的建造物群	1	0	0	1	0	0	0	0	2
文化財の保存技術	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近代化遺産	3	1	0	1	2	1	0	0	8
記憶遺産	0	0	0	0	0	0	1	1	2
伝承地	5	0	0	2	0	0	2	3	12
伝統的生活文化	-	-	-	2	1	1	0	0	4
合 計	91	100	50	66	147	90	114	82	740